

三次市教育委員会会議録

1. 日 時 平成27年1月27日(火)
開会 午後 2時00分
閉会 午後 4時45分

2. 会 場 みよしまちづくりセンター 2階 会議室

3. 出席委員 委 員 長 沖 田 稔
委 員 小 根 森 直 子
委 員 藤 原 博 巳
委 員 土 井 純 子
教 育 長 児 玉 一 基

4. 出席職員 教 育 次 長 白 石 欣 也
学 校 教 育 課 長 稲 倉 孝 士
教 育 委 員 会 事 務 局 付 課 長 出 口 康 子
社 会 教 育 課 長 落 田 正 弘
教 育 総 務 係 長 廣 瀬 恭 子
社 会 教 育 課 主 任 宮 西 美 裕

5. 議事日程
 - (1) 議案第40号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備について
 - (2) 議案第41号 三次市文化財保護委員会委員の委嘱について(非公開)
 - (3) 議案第42号 三次市天然記念物の指定について
 - (4) 議案第43号 三次市民ホール設置及び管理条例施行規則の制定について
 - (5) 議案第44号 三次市立学校職員服務規程の一部改正について
 - (6) 議案第45号 平成27年度就学児等の措置について(非公開)
 - (7) 報告1 広島県史跡の指定地域の追加について
 - (8) 報告2 三次市臨時的任用教員の任用について(非公開)

社会教育課長 ただいまから教育委員会会議を開会する。委員長の挨拶をお願いします。

沖田委員長 ー挨拶ー

社会教育課長 委員長に進行をお願いします。

沖田委員長 それでは、これから議事に移るが、本日の議題のうち、議案第41号および協議・報告事項の報告2については人事案件のため、議案第45号は個人情報のため、公開になじまないものと判断する。については同会議規則第16条第1項により非公開にしたいと思うので、皆さんにお諮りする。異議はないか。

委員一同 ー異議なしー

沖田委員長 それでは、議案第40号および第42号から第44号までと報告1については公開とし、議案第41号、第45号と報告2については非公開とする。

沖田委員長 続いて、教育長報告をお願いします。

児玉委員(教育長) まず、平成26年度当初、校長先生方に児童生徒が活躍する場を設けていただきたいと話をしたが、多くの児童生徒が活躍している。特に君田中学校、全部員数9名の野球部が県大会に出場しさわやかな戦いをしてくれた。また、広島県科学賞で灰塚小学校の児童が科学賞委員会特別賞をいただいた。

平成26年12月に広島県が広島版「学びの変革」アクションプランを策定した。グローバル化する21世紀の社会を生き抜くための新しい教育モデルの構築をめざし、学びの変革の授業モデルを構築すること、学校の体制を整備すること、教職員の育成に力を入れること、広島県全体の教育の機運を醸成することなど6つの施策を掲げている。お手元に資料をお配りしているので、ご一読いただきたい。

平成27年度から小中一貫教育が本格的な実践期間となるが、校長先生には、教職員に対してどのような小中一貫教育をするか、共有をすることや地域の方や保護者に小中一貫教育で取り組む内容について説明をすることを要望している。

現在インフルエンザが流行している。1月に入って、三次小学校、十日市小学校、甲奴小学校、三次中学校で学級閉鎖等が発生している。手洗いやうがい等、インフルエンザの予防についてしっかり指導していきたい。

続いて、社会教育課関係について報告する。昨年11月に開館した市民ホールでの開館記念事業及び自主事業を実施するため事業運営委員会を設立した。事業運営委員会は教育長を委員長とし、現在までに3回の会議を開催し、平成26年度事業の実施について協議を進めている。事業運営委員会初の事業として、今週1月31日に現在放映中のNHK大河ドラマ「花

燃ゆ」の時代考証を担当した東京学芸大学の石学教授を迎えた公開セミナーを開催する。

沖田委員長 それでは、議案第40号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備について事務局からの説明を求める。

教育次長 この議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則案を提案するものである。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育委員長が新制度では置かれなくなる。その権限も教育長に属するというに伴う改正である。

小根森委員 「三次市教育委員会」を「教育委員会」に改めるのは、規則上の表現なのか。通常は「三次市教育委員会」でよいのか。

教育次長 公文書等は「三次市教育委員会」である。規則の題名も「三次市教育委員会」で規則の中の文言を「教育委員会」に改めるものである。

沖田委員長 異議はないか。

委員一同 ー異議なしー

議案第41号 三次市文化財保護委員会委員の委嘱について (人事案件につき非公開)

沖田委員長 続いて議案第42号三次市天然記念物の指定について事務局からの説明を求める。

社会教育課長 この議案は、三次市文化財保護条例第3条第1項の規定により、三次市君田町櫃田979番地 杵築神社境内のヒイラギモクセイを三次市天然記念物として指定することについて、議決を求めるものである。

沖田委員長 どのような要件を満たせば市の天然記念物に認定されるのか。

社会教育課長 具体的にこれというのではないが、高さや樹齢などを県内の同種他の樹木と比較される。また、管理者についても考慮される。

小根森委員 三次市天然記念物に指定した後の広報はどのようにするのか。

社会教育課長 市の広報紙やホームページ等に掲載する。

小根森委員 三次市観光協会にも情報を提供してはどうか。

社会教育課長 情報提供をする。

土井委員 管理責任者はどのような方なのか。

社会教育課長 神社の氏子の代表と聞いている。

沖田委員長 文化財の指定については、申請によって、教育委員会が判断するのか。

社会教育課長 文化財保護委員会に諮問し、調査をしていただき、答申いただく。

沖田委員長 まだ指定はしていないが、市の天然記念物や重要文化財に該当する案件が

- あるか。
- 社会教育課長 毎年文化財保護委員は地域を決めて文化財パトロールをされている。その中で指定文化財等に該当する案件があるかどうか調査している。
- 沖田委員長 三次市君田町櫃田979番地 杵築神社境内のヒイラギモクセイを三次市天然記念物として指定してよろしいか。
- 委員一同 一承認一
- 児玉委員(教育長) 指定後の管理について、地元の方と協議をしっかりとっていただきたい。
- 社会教育課長 地元としっかりと協議をしたい。
- 沖田委員長 続いて議案第43号三次市民ホール設置及び管理条例施行規則の制定について事務局からの説明を求める。
- 社会教育課長 この議案は、すでに制定されている三次市民ホール設置及び管理条例に関して、必要な事項を定めるものである。
- 藤原委員 利用については、申し込み順に受付をするのか。
- 社会教育課長 申し込み順である。
- 藤原委員 備品を外に持ち出して使うことはできないのか。
- 社会教育課長 市民ホールの中で使用していただくことが基本であるが、備品によっては市民ホールの駐車場等で使っていただくこともできる。市内のどこか別の場所へ持ち出すことはできない。
- 藤原委員 使用中に故障や破損したときの対応はどうなるのか。
- 社会教育課長 保険で対応できるものは保険で対応する。指定管理者と市で協議し、改修や修繕をする。
- 小根森委員 喫煙についてはどうなっているのか。
- 社会教育課長 市民ホールは敷地内禁煙である。
- 藤原委員 第6条(2)に「所定の場所以外で喫煙」とあるが、所定の場所はないということか。
- 社会教育課長 所定の場所はない。
- 土井委員 喫煙は一切ダメとのことなら、第6条(2)の文面はおかしいのではないか。
- 沖田委員長 所定の場所があるかのように解釈される。喫煙はできないと記載しないと誤解をまねく恐れがある。
- 教育次長 今のところは喫煙場所を設けない。まちづくりセンターも1月から敷地内全面禁煙を実施しているが、条例規則で定めて実施しているわけではない。この条文の書き方は他の施設も同様である。
- 藤原委員 市民ホールには敷地内全面禁煙について分かるようにしてあるのか。
- 教育次長 館内表示している。
- 小根森委員 駐車場の利用申請についてはいつからできるのか。
- 沖田委員長 第2条(3)その他に含まれるのか。

社会教育課長 そのとおりである。
沖田委員長 提案どおりでよろしいか。
委員一同 ー承認ー
沖田委員長 続いて議案第44号三次市立学校職員服務規程の一部改正について事務局からの説明を求める。
学校教育課長 この議案は、現在三次市立学校職員が使用している休暇簿の様式を広島県立学校職員服務規程で規定している様式に合わせるため改正しようとするものである。
沖田委員長 異議はないか。
委員一同 ー異議なしー

議案第45号 平成27年度就学児等の措置について
(個人情報につき非公開)

沖田委員長 続いて、協議・報告事項に移る。事務局からの説明を求める。
社会教育課長 ー広島県史跡の指定地域の追加についてー
藤原委員 民有地の現状はいかがか。
社会教育課長 畑の状態である。
沖田委員長 指定の部分を見ることはできないのか。
社会教育課長 道路の下にあるため、実際に見ることはできない。
沖田委員長 写真はあるのか。
社会教育課長 ある。

報告2 三次市臨時的任用教員の任用について
(人事案件につき非公開)

沖田委員長 これをもって本日の会議を終了する。